

キャンペーンセットアップご利用規程

令和元年12月5日

中部テレコミュニケーション株式会社

(総則)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定める光ネットサービス契約約款に規定する光ネットサービス(以下「光ネットサービス」といいます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款に規定する光ネットアクセスサービス(以下「光ネットアクセスサービス」といいます。)をお申込した契約者に対して、キャンペーンにて無料で提供する「キャンペーンセットアップ」(以下「本サービス」といいます。)に関して、以下のとおり利用規程(以下「本規程」といいます。)を定めます。

(利用規程の適用)

第2条 本規程は、本サービスの利用に関し、当社が提供する光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスの契約者に適用します。

2 当社は、本規程に基づき本サービスを提供します。

(本規程の変更)

第3条 当社は、この利用規程を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の利用規程によります。

2 当社は、この利用規程を変更する場合、当社が適切であると判断する方法により契約者に通知します。

(用語の定義)

第4条 この利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	本契約の申し込みを行った者
契約者	本サービスの利用に関し、当社が提供する光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスの契約者
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(本サービスの利用申込)

第5条 本サービスの提供を受けることを希望する契約者は、本規程の内容を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申し込みます。

(申し込みの受付・取消)

第6条 本サービスは、契約者からの申し込みに基づいて、受付を行います。

2 契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、申し込みを受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 申し込みに係る内容が、第7条(本サービスの内容)及び第8条(本サービスの対象)のサービス範囲外であるとき。

(2) 申し込み時に虚偽の事項を申告されたとき。

(3) 当社の業務遂行上、その申し込みを承諾することが著しく困難なとき。

3 受付を行った後であっても、契約者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその受付を取消させていただくことがあります。

(本サービスの内容)

第7条 当社は、契約者に対し、別記1に定める設定等をキャンペーンによって定められた台数分提供します。

(本サービスの対象)

第8条 本サービスは、別記2の各号に該当するものを設定の対象とします。

(本サービスの事前準備等)

第9条 契約者は、本サービスを行うために必要な環境や機器を本サービスが実施される前にあらかじめ準備していただきます。なお、環境整備や機器購入等に係る費用は、契約者の負担とします。

(本サービスの実施)

第10条 本サービスは、当社が別途指定する委託業者(以下「セットアップ業者」といいます。)が行います。

2 契約者が本サービス若しくは当社が別途提供する訪問サービス「おまかせ訪問ダブルサポート」以外の実施内容を希望する場合、契約者は別途セットアップ業者と契約を取り交わすことにより、セットアップ業者に対して依頼を行うことができるものとします。

3 前項の場合、契約者は、契約者とセットアップ業者との契約に基づき、当該依頼に関する費用を負担していただきます。

4 セットアップ業者は必要に応じ、本設定を実施する日時を変更することがあります。この場合、セットアップ業者は契約者に対し、速やかにその旨を連絡します。

5 契約者が第9条(本サービスの事前準備等)の準備等をしていないことにより、本サービス提供日に当社が本サービスのすべてを提供できない場合、当社は可能なサービスのみを提供し、提供できないサービスは実施いたしません。

6 本サービス実施前に、当社指定の「訪問設定サポート承諾書(兼利用規程)」への押印、又は署名が必要です。

7 セットアップ業者による本サービスに係る作業終了後、契約者は当社所定の完了報告書に押印、又は署名をするものとし、その時点をもって本サービスは完了します。

(責任の範囲)

第11条 契約者は、契約者のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップをあらかじめ作成していただきます。

2 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者に損害を与えた場合、当社はいかなる責

任も負いません。

- 3 当社の故意、又は明らかに当社の重大な過失により生じた損害については、前項の規定は適用しません。
- 4 本サービスは、恒久的に不備なくご利用いただけることを保証するものではありません。
- 5 ご利用環境及びご利用機器に起因し、正常若しくは快適にご利用できない場合、当社は本サービスでこれを保証するものではありません。

(準拠約款及び法等)

- 第 12 条 本規程に定めのない事項については、「光ファイバーインターネットの重要説明事項」「コミュファ光電話の重要説明事項」及び光ネットサービス契約約款若しくは光ネットアクセスサービス契約約款、光電話契約約款に準拠します。
- 2 本規程は、日本国の諸法令及び諸規則に準拠し、日本国の諸法令及び諸規則に基づいて解釈されるものとします。

別記1:本サービスの内容

キャンペーンセットアップ

1 ホームゲートウェイの設置

(1)電話機との接続

電話機コードによる接続

※電話機コードは機器付属、又は契約者にてご用意いただいたものを使用します。

※電話機コードの製作や敷設、ケーブル類を固定するなどの配線工事は行いません。

2 ホームゲートウェイの設定

PPPoE接続・IPアドレス自動割当機能の有効化

3 対象機器の接続

パソコンの場合

(1)ホームゲートウェイとの接続

LANケーブルによる接続又は無線LAN

※LANケーブルは機器付属又は契約者にてご用意いただいたものを使用します。

(2)Webブラウザの基本設定(1アカウント分)

※コミュファ光推奨環境のWebブラウザに限ります。

(3)メールソフトの基本設定(1メールアドレス分)

※メーカーがサポートを行っているメールソフトに限ります。

(4)セキュリティ対策ソフトの登録・設定(パソコン1台(1OS)分)

※当社が光インターネットサービス契約約款に定めるパソコン向けセキュリティ対策サービス(ウイルスバスター クラウド月額版)に限ります。

(5)パソコン診断ツールのダウンロードとインストール(パソコン1台分)

※コミュファ光 安心サポート Plus 契約者に限ります。

(6)プリンタ(印刷機能, スキャナ機能)の登録

※本サービスによりプリンタを接続した場合に限ります。

ゲーム機の場合

(1)ホームゲートウェイとの接続

※無線 LAN による接続に限ります。

プリンタの場合

(1)ホームゲートウェイとの接続

無線LANによるホームゲートウェイとの接続

※直接接続するパソコンは、本サービスによりセットアップしたパソコンに限ります。

※プリンタドライバのインストールは行いません。

スマートフォン・タブレットの場合

(1)ホームゲートウェイとの接続

※無線 LAN による接続に限ります。

※OS アップデート、開封及び初期設定はセットアップの対象外となります。

(2)セキュリティ対策ソフトの登録・設定(1台(1OS)分)

※本サービスの対象となったパソコンへのセキュリティ対策ソフトの登録・設定が不要また

は困難であると判断された場合のみ適用いたします。

テレビ・録画機器の場合

(1)ホームゲートウェイとの接続

※無線 LAN による接続に限ります。

4 既存電話回線からコミュファ光電話への切替方法のご案内

※NTT電話番号を継続利用(番号ポータビリティ)されるお客さまのみとなります。

※NTT電話番号切替日の電話機つなぎ替えはお客さま作業となります。

別記2:本サービスの対象

○パソコン

- 1 完成品として市販され、メーカーがサポートを行っており、プレインストールされたOSが正常稼動確認済みのもの。
- 2 ご使用OSがコミュファ推奨OSであるもの。
- 3 機器スペック(CPU・メモリ)がご使用OSの最低要件を満たしているもの。
- 4 セキュリティ対策ソフトのソフトウェアをインストールする場合は、ソフトウェアの要求条件を満たしているもの。
- 5 無線LANをご利用になる場合は、無線LAN規格であるIEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n(2.4GHz)、IEEE802.11ac(5GHz)のいずれかに対応した機器であるもの。
- 6 無線LANなどの設定においてCD-ROMが必要な場合、対象のパソコンにCD-ROMドライブが装備されているもの。

※本サービスを行う時点でメーカーがサポートを行っていないパソコン、若しくは、コミュファ光推奨OS以外パソコンの場合、本サービスの実施の如何に係わらず、パソコン等の不具合時に当社及びメーカーやOS発売元等のサポートが受けられないことに同意いただきます。

○プリンタ

- 1 家庭用として発売されている機器(当社にて判断します)のうち、本サービスを行う時点でメーカーがサポートを行っており、かつ、正常動作確認済みのもの。

○ゲーム機

- 1 次の機種のうち、本サービスを行う時点でメーカーがサポートを行っており、かつ正常動作確認済みのもの。
「Nintendo Switch」、「WiiU」、「Wii」、「ニンテンドー3DS」、「ニンテンドーDSi」、「ニンテンドーDS Lite」、「ニンテンドーDS」、「プレイステーション4」、「プレイステーション3」、PS Vita「プレイステーション・ヴィータ」、PSP「プレイステーション・ポータブル」、「Xbox360」、「XboxOne」。

○電話機

- 1 コミュファ光電話をご利用いただける電話機で正常動作確認済みのもの。
※G4 FAXなどISDN用機器はご利用いただけません。
※ドアホン(電話機を使わないインターホンを除く)・ホームテレホンなど、別途工事が必要となる場合があります。
※ホームセキュリティ・ガス検知など、提供事業者による別途工事が必要となる場合があります。

○スマートフォン・タブレット

- 1 完成品として市販され、メーカーがサポートを行っており、プレインストールされたOSが正常稼働確認済みのもの。
- 2 ご使用OSがコミュファ推奨OSであるもの。
- 3 機器スペック(CPU・メモリ)がご使用OSの最低要件を満たしているもの。
- 4 セキュリティ対策ソフトのソフトウェアをインストールする場合は、ソフトウェアの要求条件を満たしているもの。
- 5 無線LANをご利用になる場合は、無線LAN規格であるIEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n(2.4GHz)、IEEE802.11ac(5GHz)のいずれかに対応した機器であるもの。

○テレビ・録画機器

- 1 家庭用として発売されている機器(当社にて判断します)のうち、本サービスを行う時点でメーカーがサポートを行っており、かつ、正常動作確認済みのもの。

○全対象機器に共通の条件

- 1 本サービスの提供に必要な付属品(別売り含む)・マニュアルが揃っているもの。
- 2 開梱、設置、初期設定が完了しているもの。
- 3 本サービスの提供による接続、セットアップを行えるもの。

※セットアップに管理者等のアクセス権限が必要となる場合があります。

※当該機器の保守契約等について、当社はその内容を確認しません。また、本サービスの提供が保守契約等に及ぼす影響について、当社は一切の責任を負いません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年1月15日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年1月17日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、令和元年12月5日から実施します。